

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(目黒税務署長)  
平成26年4月15日棄却・控訴

判 決

原告 甲  
同訴訟代理人弁護士 別紙1代理人目録記載1のとおり  
被告 国  
同代表者法務大臣 谷垣 禎一  
処分行政庁 目黒税務署長  
平川 良治  
同指定代理人 別紙1代理人目録記載2のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対し平成22年10月29日付けでした原告の平成19年分の所得税の更正のうち納付すべき税額9500円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が原告に対し平成22年10月29日付けでした原告の平成20年分の所得税の更正のうち納付すべき税額7万0900円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定(ただし、平成23年3月1日付け異議決定による一部取消し後のもの)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成19年及び平成20年の各年分(以下「本件各年分」という。)の所得税につき確定申告をしたところ、乙(以下「乙」という。)から受け取った金員合計9692万7418円(以下「本件金員」という。)は原告の雑所得に該当するとして、処分行政庁から本件各年分の所得税に係る各更正(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定(ただし、平成20年分については、異議決定によりその一部が取り消された後のもの。以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)を受けたことに対し、本件金員は乙から資産運用を委託されて預かったものであり、これを原告の雑所得と評価したのは誤りである旨主張して、処分行政庁の所属する国を被告として、本件各更正処分等(ただし、本件各更正処分については、確定申告による納付すべき税額を超える部分)の各取消しを求めている事案である。

1 関係法令の定め

所得税法35条1項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、

退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいうと規定している。

## 2 前提事実（証拠等を掲げていない事実は、当事者間に争いのない事実である。）

### (1) 当事者等

ア 原告は、U（以下「U」という。）で出生し、平成2年ないし3年頃から、東京都●において、A研究所（以下「本件研究所」という。）という名称で、気功教室及び気功治療院を営んでいた。

イ(ア) 有限会社B（以下「本件法人」という。）は、平成11年●月●日に気功教室の運営管理業務、気功療法の施術及び教育等を目的として設立され、原告が所有する東京都●所在のCマンション（以下「本件マンション」という。）を本店所在地として、本件研究所の名称で気功教室及び気功治療院を営んでいる。原告は、本件法人の設立時に取締役就任し、平成12年●月●日に本件法人の代表取締役に就任した。

(イ) 丙（以下「丙」という。）は、平成2年7月、原告と養子縁組をして原告の養親となった者である。丙は、本件法人の設立時の出資者の一人であり、本件法人の設立当初から平成23年●月までの間、本件法人の取締役に務めていた。

ウ(ア) 乙は、妻である丁（以下「丁」という。）と共に、平成8年頃から本件研究所に通っており、原告から気功を教わり、気功療法の施術を受けるなどしている。乙は、平成20年9月、本件研究所の本部長に就任し、毎月8万円の報酬を得ている。[甲16]

(イ) 乙は、原告の賛同を得て、原告から本件マンションの一部を無償で借り受けるなどし、平成19年●月●日、自らを代表者とし、原告を顧問とする、●●を目的とするボランティアグループ「D」（以下「本件団体」という。）を設立した。

### (2) 本件金員の移転状況等

ア 原告は、平成19年9月から平成20年2月にかけて、乙から、預金小切手6通（以下「本件各小切手」という。）を順次受け取った。本件各小切手は、原告の妻であり、本件法人の取締役である戊（以下「原告の妻」という。）により、いずれも株式会社E銀行三鷹支店（現三鷹中央支店）に持ち込まれ、同支店の原告名義の普通預金口座（口座番号●●●●●●●●）。以下「本件入金口座」という。）に、平成19年分につき合計5592万6460円及び平成20年分につき合計4100万0958円の総計9692万7418円（本件金員）が入金された。本件各小切手の振出日及び本件入金口座への入金日等は、別表1「本件金員の本件入金口座への入金状況」記載のとおりである。[乙1、弁論の全趣旨]

イ 本件金員は、そのほぼ全ての金額（合計9673万円）が、本件入金口座からF証券株式会社（現G証券株式会社）の原告名義の口座（口座番号●●●●●●●●）。以下「本件F証券口座」という。）若しくはH証券株式会社（現株式会社I証券）の原告名義の口座（口座番号●●●●●●●●）。以下「本件I証券口座」といい、本件F証券口座と併せて「本件各証券口座」という。）に送金され、又は、原告の妻により現金で出金された。本件金員の送金等の状況については、別表2「本件入金口座から本件各証券口座への送金等の状況」記載のとおりである。

ウ(ア) 原告は、本件各証券口座のほか、J証券株式会社の原告名義の証券口座（口座番号●●●●●●●●）。以下、本件各証券口座と併せて「本件各投資口座」という。）も用いて株式投資を行っていたところ、本件金員のうち本件各証券口座に入金したのものについても株式投資に使用した。

(イ) 原告は、本件各年分の所得税につき、本件各投資口座で行った株式投資に係る年間取引収益等を記載した「特定口座年間取引報告書（投資家交付用）」を確定申告書に添付して提出するとともに、当該株式投資に係る譲渡損失を翌年以降に繰り越した。上記取引報告書によれば、これらの株式取引による譲渡損失の金額は、平成19年分において合計1億2557万909円、平成20年分において合計1億4488万9763円とされている。[乙2、3]

(3) 国税犯則取締法に基づく反則調査の状況等

ア 東京国税局査察部（以下「査察部」という。）は、平成20年12月11日以降、本件法人に対して国税犯則取締法に基づく反則調査を実施し、さらに、同月21日以降、原告に対しても反則調査を実施した（以下、これらの反則調査を併せて「本件査察調査」という。）。

イ 査察部は、本件法人に関する証拠収集を目的として、平成20年12月11日午前8時に数か所における強制調査に同時に着手することとし、同日、乙の自宅（以下「乙宅」という。）などにおいても強制調査が行われた（以下、乙に関する上記強制調査を「本件強制調査」という。）。なお、本件強制調査は、査察部のK主査（以下「K主査」という。）、L査察官（以下「L査察官」という。）及びM査察官（以下「M査察官」といい、K主査及びL査察官と併せて「本件担当職員ら」という。）が担当した。[乙11、弁論の全趣旨]

ウ 処分行政庁は、本件査察調査において把握された原告に関する資料等の送付を受けて原告に対する税務調査を実施し、その調査結果に基づき、平成22年10月29日付けで本件各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定を行った。

(4) 原告から乙に対する送金

原告は、平成21年4月から平成22年12月にかけて、別表3「原告から乙に対する送金状況」記載のとおり、株式会社N銀行洗足支店の乙名義の普通預金口座（口座番号 ）及び株式会社O銀行大岡山支店の乙名義の普通預金口座（口座番号 ）に対し、順次送金した（送金額合計は7250万円である。以下、これらの送金を併せて「本件各送金」という。）。なお、原告は、後述するとおり（後記第3の2(3)イ）、乙に対し、本件各送金のほか、平成21年10月26日に現金700万円を、平成22年7月1日に現金800万円を手渡しで交付した旨主張している（以下、これらの現金交付を併せて「本件各現金交付」という。）。[甲15、乙4、弁論の全趣旨]

(5) 本件訴訟に至る経緯等

ア 原告は、本件各年分の所得税の確定申告について、別表4及び5「本件各更正処分等の経緯」（平成19年分及び平成20年分）の「確定申告」欄の「年月日」記載の各日において、同欄記載の内容による確定申告をした。[乙2、3]

イ 処分行政庁は、平成22年10月29日、原告に対し、本件各年分の所得税について、別表4及び5の「更正処分等」欄記載の総所得金額及び納付すべき税額並びに過少申告加算税の額が相当であるとして、本件各年分の所得税に係る本件各更正処分（以下、平成19年分の所得税に係る更正処分を「本件19年分更正処分」といい、平成20年分の所得税に係る更正処分を「本件20年分更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分をし、その頃、これらを原告に通知した。[甲1、2]

ウ 原告は、平成22年11月29日、処分行政庁に対し、上記イの各処分の取消しを求めて異議申立てをしたところ、処分行政庁は、平成23年3月1日、別表4及び5の「異議決定」

欄記載のとおり、平成20年分の所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分につき一部取消しを認め、その余を棄却する旨の異議決定をし、その頃、これを原告に通知した。

エ 原告は、平成23年3月31日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等を不服として審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成24年3月23日、上記審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をし、これを原告に通知した。

オ 原告は、平成24年8月20日、本件訴えを提起した。〔顕著な事実〕

### 3 被告の主張する本件各処分の根拠及び適法性

本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告主張は、別紙2「本件各更正処分等の根拠及び適法性（被告の主張）」記載のとおりである（別紙2において用いた略称は、以下の本文においても用いることとする。）。

### 4 争点

本件の争点は「本件金員が原告の雑所得に該当するか（本件金員は、乙からの奉納金又は預り金のいずれであるか）」である。なお、争点に関する被告の主張が認められた場合における税額の計算関係については、当事者間に争いが無い。

## 第3 争点に関する当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

(1) 乙は、本件強制調査の際、本件金員は、奉納金として原告に交付したものであるなどと供述しており、その供述内容は信用性が高い。すなわち、査察部のL査察官は、本件強制調査の際、乙に対する質問調査（以下「本件質問調査」という。）を行っており、乙の供述内容は、質問てん末書（乙6。以下「本件質問てん末書」という。）に記載されているところ、以下の事情に鑑みれば、本件質問てん末書の内容は信用することができる。

ア 本件質問てん末書には、乙が、奉納金として315万円を寄附していたこと、奉納金は、原告に世話になったことに対するお礼として、原告が主宰する本件研究所に寄附したものであること、奉納金として原告に支払ったものが上記315万円の他に5000万円から6000万円くらいあることなど、乙が自ら供述するのでなければ説明できない事柄が記載されており、本件質問てん末書が乙の自発的な供述をあるがままに記載したものであることは、その記載内容自体から明らかである。

イ 本件質問てん末書は、L査察官が、乙に副本を渡してその内容を見てもらいながら、その内容を読み聞かせて追加訂正事項があるかどうかを確認した後、乙が再度熟読した上で誤りのない旨申し述べて、署名捺印したものであり、乙の意思に反して作成されたものではない。

ウ 丙は、本件査察調査の際、平成19年から平成20年にかけて乙から「奉納金」と書かれた封筒を受け取ったことなどを供述しているところ、本件質問てん末書における乙の供述内容は、丙の上記供述内容と整合している。なお、原告の養親である丙が殊更虚偽を述べなければならないような事情はない。

(2) 原告は、本件金員を使用して行った株式投資により生じた損失について、その全てを自己の損失として所得税の確定申告を行っているところ、同事実によれば、原告は、本件金員が自己に帰属するものであると認識していたものと認められる。

(3) 乙の供述内容（前記(1)ア）によれば、乙は、原告に対する謝礼として本件金員を原告に交付したと認められるから、本件金員は、原告が乙に対して行った様々な助言や支援等の行為に対する対価としての性質を有するものであると解される。そうすると、原告が本件金員を受領

したことによって生ずる所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当せず、雑所得に該当する。

(4)ア 原告は、本件金員について、口頭での約束により、乙から管理・運用（株式投資）を委託されて預かったものである旨主張する。しかしながら、上記約束に関する契約書は作成されていない上、損失が生じた場合の取決めもなく、原告が本件金員と自己資産とを特段区分することなく株式投資を行っていたことによれば、原告の主張する約束がなかったことが推認される。

イ 原告は、乙の求めに応じて、平成21年4月13日に本件金員のうち1000万円を返還するとともに、「返済に関する説明書」（甲5。以下「本件返済説明書」という。）を交付して、実際に本件金員の9割以上を返還した旨主張する。しかしながら、株式運用の失敗について出資者に全く負担を求めずに、その出資金を全額返還するという行為は、事前にそのような合意がなされていたなどの特段の事情がない限り、経済人の行為として極めて不合理である。さらに、原告が、本件返済説明書を作成し、本件各送金を行ったのは、いずれも、本件査察調査において、原告が査察官に対して本件金員が預り金である旨主張した後であり、原告は、自己の主張に沿った外形を整えるために本件返済説明書の作成や本件各送金をし、乙に受領書を作成させたことが容易に推測される。

ウ 原告は、本件質問てん末書について、任意性・信用性が欠ける旨主張している。しかしながら、本件担当職員らは、本件強制調査の際、乙に対して丁寧な対応を心掛けており、L査察官が乙に対して威圧的な態度等をとったなどという事実はない。また、本件質問てん末書の内容が信用できることは前述したとおりである。なお、乙宅における本件強制調査は、平成20年12月11日午前10時25分から同日午後8時25分までの間に行われているところ、臨検等の途中で乙が貸金庫を有しており、乙宅以外の場所に普通預金通帳等を所持していたことが判明し、これらの物件を確認する必要があったなどの事情によれば、本件強制調査に時間を要したことには合理的な理由があった。

(5) 以上によれば、本件金員が原告の所得（雑所得）に該当することは明らかである。

## 2 原告の主張の要旨

(1) 本件金員は、以下のアないしウの経緯において、乙が自己資産を一時的に原告に預けたものにすぎず、原告の所得ではない。

ア 乙は、自らが平成11年頃に●を患った経験から、●に苦しむ人々を支援するボランティア団体（本件団体）を設立・運営したいと強く望んでおり、そのための資金に充てるため、乙の手持ち資産（乙の父親の遺産）を運用して資産を増やすこととした。しかしながら、乙には資産運用の経験がなかったことから、株式投資による資金運用について13年もの実績と経験を持ち、乙とも深い信頼関係で結ばれており、ボランティア活動にも造詣の深い原告に対し、資産の管理・運用を依頼し、原告はこれに応じた。

イ 乙は、平成19年9月1日頃、原告との間において、以下の(ア)ないし(エ)の内容の約束（以下「本件約束」という。）をした。なお、原告及び乙は、本件約束について特段契約書を作成してはいないが、原告の母国であるUにおいては、信頼関係が深い者同士が契約を交わすときには決して契約書を作成することはない（契約書を作成することはむしろ失礼に当たる。）。

(ア) 乙は、ボランティア団体の設立・運営等を目的として、預金小切手による入金の方法

により、資産の一部（本件金員）を原告に一時的に預け入れる。

(イ) 原告は、乙がボランティア団体を設立・運営する趣旨に賛同し、上記(ア)の目的のため、本件金員を株式投資等の方法で管理・運用する（ただし、管理・運用方法の選択については、乙及び原告が協議して定める。）。

(ウ) 原告は、上記(イ)の運用によって得られた利益の全額を乙に支払う。

(エ) 上記預り金（本件金員）の返還時期については、その管理・運用状況に応じて、別途協議して定める。

ウ 乙は、平成19年●月●日、本件団体を設立した。原告は、本件約束に基づき、本件金員を本件各証券口座に入金して、乙の同意のもと、株式投資を行った。なお、原告は、乙に対し、本件マンションを本件団体の事務所として使用させるなど、本件団体の運営等について全面的な援助を行っている。

(2)ア 原告は、本件約束に基づき、本件金員の運用に努めた。具体的には、本件金員のうち5592万6460円（平成19年9月3日から同年10月17日にかけて預かった分）を用いてP株式会社の株式（以下「P株」という。）3万5000株を取得し、さらに、本件金員のうち4100万0958円（平成20年2月4日に預かった分）を用いてP株5万5000株を取得した。原告は、本件金員によって現引き（信用買い決済。信用買いの建玉代金を支払い、現物株券として引き取る方法）によりP株（現物株）9万株を自己の資産と区別して、乙の株として運用していた。なお、原告は、乙と協議の上で本件金員を株式投資に充てており、投資先をP株としたことについても、乙に提案して了承を得ている。

イ P株の株価は、平成19年9月以降、原告の予想に反して下落を続け、その運用利益を得ることができなかった。なお、原告は、同事実を乙に報告していたが、乙は、本件約束について10年単位の長期運用を予定していたことから、短期的に株価が低迷して損失を出していることを踏まえても、引き続き原告に本件金員の運用を任せていた。

(3) 乙は、平成21年頃、約730万円の納税の必要に迫られたことから、原告に対し、本件金員の一部の返還を請求した。原告は、その後、P株の株価低迷によって実際に損失が出ていたことから、自らが損失を負担する覚悟で、乙に対して本件金員の返還を申し出て、本件金員を返還することとした。原告は、平成21年4月13日に本件返済説明書を作成した上、以下のアないしウのとおり、本件金員のうち合計8750万円を返還しており、乙は、原告からの各返還を受けて、原告に対し、受領書（甲6ないし14）を作成して交付している。なお、以下のア及びイは、本件各更正処分等の通知以前に行われており、同事実からも、原告による本件金員の返還が税務当局からの指摘を受けてされたものでないことは明らかである。また、本件金員が真実寄附金ないし奉納金であったと仮定した場合、寄附や奉納という行為の性質上、乙の納税資金が不足したからといって、寄附金や奉納金を返還するなどということは、経験則上、考えられないことである。

ア 原告は、乙との協議の結果、平成21年4月13日、本件金員のうち1000万円を乙の銀行口座に振り込んで返還し、同日、本件返済説明書を交付した（別表3番号1参照）。

イ 原告は、乙と協議の上、乙に対し、①平成21年10月26日、本件金員のうち700万円を、②平成22年7月1日、本件金員のうち800万円を、それぞれ現金で交付した（本件各現金交付）。

ウ 原告は、乙と協議の上、乙に対し、平成22年11月9日から同年12月13日にかけて、

別表3番号2ないし9のとおり、乙の銀行口座に振り込んだ。

(4)ア 本件質問てん末書は、本件強制調査の趣旨が説明されないまま、余りにも長時間に及ぶ本件強制調査の後において、L査察官が乙を恫喝するなどして作成されたものであり、明らかに任意性・信用性を欠くものである。乙は、義理の両親の介護等によって心身ともに疲弊した状況において、突然、本件強制調査を受け、L査察官から「9000万円からの金を隠してんだろ。こっちは全部調べがついているんだ。」などと語気強く恫喝され、休憩を与えられることもないまま、約13時間もの間、事実上拘束され続けた。乙は、一刻も早く本件強制調査を終わらせたいという一心で、その内容を確認することなく、本件質問てん末書に署名捺印したにすぎず、本件質問てん末書の内容は事実と異なる。

イ 本件質問てん末書は、癖のある手書きの文字で記載され、その長さも14頁にもわたるものであり、本件強制調査で疲れ切っていた乙が、本件質問てん末書の内容の正確性を短時間で確認することができたとは考えられない（L査察官は、本件質問てん末書の確認作業がわずか20分であったと証言しているが、本件質問てん末書内容及び体裁に鑑みれば、確認時間としてはあまりにも短い。）。また、本件質問てん末書は、実質的に何度も訂正が加えられており、その内容が変遷していることによっても、L査察官が乙から十分な事情聴取ができていなかったことが裏付けられる。したがって、本件質問てん末書は、その記載内容からも、任意性・信用性を欠くものであることが明らかである。

ウ 被告は、乙の供述内容が、丙の供述と一致しており、信用できるなどと主張するが、丙は、乙から奉納金と書かれた封筒を受け取ったことなどなく、査察部の職員に対し、そのような発言をしたこともない。丙についての査察官報告書（乙7）は、丙の発言を恣意的につなぎ合わせてねつ造されたものである。

(5)ア 原告が、本件金員を使用して行った株式投資により生じた損失を自己の損失に混入させた状態で確定申告をしたのは、原告が、税務に関する知識に乏しく、確定申告の際、証券会社から交付された「特定口座年間取引報告書（投資家交付用）」の記載をそのまま確定申告書類に記載してしまったからにすぎない。この点、被告は、原告が本件金員と自己の資産とを区別せずに株式投資をしていた旨主張するが、原告は、前記(2)アのとおり、本件金員（P株）を自己の資金と区別して取り扱っていた。なお、原告が本件金員を預金小切手の方式で預かったのも、乙からの預り金額が明確になるようにとの配慮からである。

イ 被告は、本件金員の運用の失敗により生じた損失について乙に負担を求めないのは不合理である旨主張する。しかしながら、原告は、本件金員の運用益の全てを本件団体の活動費に充ててもらおうこととし、本件金員の運用を無償で行っていたのであり、原告を信じてくれた乙に対し、自らの資産運用から生じた損失を負わせることなど、原告の予定するところではなかった。

ウ 本件判決は、乙の日記（甲27。以下「本件日記」という。）の記載内容（「奉納金」、「先生へのお礼の件」等の文言）に依拠して、乙が原告に寄附行為を行った旨判断しているが、本件日記は、必ずしも客観的な事実を反映したのではなく、日記という書面の性格に照らしても、その解釈・評価は慎重にされるべきである（例えば、「奉納金」という表現は、私心や欲得の心を捨て、自らの資金を慈善事業のために使うことを社会に対する「奉納」と表現したにすぎない。）。

#### 第4 当裁判所の判断

1 前記前提事実に加え、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 乙は、平成8年頃から、丁と共に本件研究所に通っていたが、平成11年頃に●を患った際、原告の気功療法を受けたところ、上記疾病が治癒したことから、原告を強く信頼するようになり、より一層熱心に本件研究所に通うようになった。乙は、平成18年にそれまで勤務していた株式会社Qを定年退職し、その後は、気功教室の生徒及び気功治療院の患者として、頻繁に本件研究所に通いながら、無償で本件研究所の手伝いをしていた。[甲16、乙6、弁論の全趣旨]

(2)ア 乙は、平成19年9月3日から平成20年2月4日までの間、原告に対するお礼の意味を込めて、また、原告や本件研究所の運営に役立ててもらいたいという意図から、原告に対する奉納金として、以下の(ア)ないし(オ)のとおり、本件各小切手を原告に交付した(別表1参照)。本件各小切手は、乙が、両親から相続した財産を処分したり、定期預金を解約したりして得た金員を原資として用意したものであった。[甲27、乙6、11、証人L、証人乙、弁論の全趣旨]

(ア) 乙は、平成19年9月3日、株式会社O銀行大岡山支店において、1139万8320円の預金小切手の振出しを受けた。

(イ) 乙は、平成19年10月1日、株式会社O銀行大岡山支店において、315万円の預金小切手の振出しを受けた。なお、上記小切手は、乙が、乙の父親の遺産である株式会社Rの株式を処分して得た金員を原資としたものである。[証人乙〔24頁〕]

(ウ) a 乙は、平成19年10月17日S信用金庫大岡山支店において、99万2467円の預金小切手の振出しを受けた。

b 乙は、平成19年10月17日、株式会社O銀行大岡山支店において、2858万5673円の預金小切手の振出しを受けた。

(エ) 乙は、平成19年10月18日、株式会社N銀行洗足支店において、1180万円の預金小切手の振出しを受けた。なお、上記小切手は、乙が、同銀行の定期預金を解約して得た金員を原資としたものである。[甲27〔21枚目〕]

(オ) 乙は、平成20年2月4日、株式会社O銀行大岡山支店において、4100万0958円の預金小切手の振出しを受けた。上記小切手は、乙が、乙の父親の遺産である賃貸用不動産を売却し、また、これらの不動産に係る賃貸業を目的とする有限会社Tを清算して得た金員を原資としたものである。[乙6〔12、13頁〕]

イ 丁は、平成19年9月頃から、原告の了承を得て、本件研究所の講師者養成コースの受講を開始しており、また、乙は、平成20年9月、原告の要請に応じる形で、本件研究所の本部長に就任した。[甲27〔6、7枚目〕、弁論の全趣旨]

ウ 乙は、平成10年1月1日から平成19年12月24日までの約10年間にわたり、10年一覽式の日記にほぼ毎日日記を付けていたところ、本件各小切手の振出日ないし振出日に近接した日において、別紙3「本件日記の記載内容」記載のとおりの内容を含む日記(本件日記)を記載していた。本件日記は、本件強制調査(後記(4))において差し押さえられた後、平成22年1月19日に乙に還付されたが、乙は、その後、本件日記を廃棄した。なお、本件日記(甲27)は、被告が保有していた本件日記の写し(本件強制調査により作成したもの)について、原告がマスクング措置を講じた上で、甲号証として提出したものである。

[甲27、乙4、弁論の全趣旨]

(3)ア 原告は、本件各投資口座を利用して、多額の株式取引を行っており、本件各年分における年間の株式取引状況(合計金額)は以下の(ア)及び(イ)のとおりであった。なお、原告は、平成18年分の確定申告書において、株式取引による譲渡損失の金額として、4億1456万5313円を計上していた。[乙2ないし4、9]

(ア) 平成19年分

- a 譲渡の対価の額 17億9304万3700円
- b 取得費及び譲渡に要した費用の額等 19億1861万4609円
- c 差引金額(損失) ▲1億2557万0909円

(イ) 平成20年分

- a 譲渡の対価の額 12億6686万5395円
- b 取得費及び譲渡に要した費用の額等 14億1175万5158円
- c 差引金額(損失) ▲1億4488万9763円

イ 本件各小切手(合計9692万7418円)は、全て原告名義の本件入金口座に入金され(別表1参照)、その後、本件金員の大半(合計9673万円)が、平成19年9月6日から平成20年3月17日の間に、順次本件各証券口座に送金され、又は、原告の妻により現金で出金された(別表2参照)。

ウ(ア) 原告は、前記アのとおり、多額の株式取引を行っているところ、これらは、全て原告名義で行われ、株式取引及び所得税の確定申告において、本件金員を原資として本件各投資口座に入金された部分を特段区別することはしていない。[乙2ないし4、原告本人[11、12頁]、弁論の全趣旨]

(イ) 原告が本件各投資口座を用いて行っている株式取引の相当部分は、信用取引であり、本件各投資口座の金員が、上記信用取引の委託保証金の引当てになるという関係にあった。なお、原告は、本件各投資口座を用いて、平成19年及び平成20年において、P株を大量(少なくとも9万株以上)に購入し、同年3月には、P株1株当たり30円の配当金が本件各投資口座に入金されたが、株式の評価損を受けて本件各投資口座の金員が全て委託保証金に充当されていたため、当時、本件各投資口座から上記配当金を出金できない状況にあった。[甲26、乙4、原告本人[21頁]、弁論の全趣旨]

エ 乙及び丁は、平成19年ないし平成20年頃、原告の助言を受けて、P株を数万株購入した。[甲16、証人乙[38、39頁]、原告本人[29頁]]

(4) 本件担当職員らは、平成20年12月11日、本件法人に関する資料の収集を目的として、乙宅などにおける本件強制調査を実施しているところ、その経緯は、以下のとおりである(本項においては、特段の付記がない限り、上記同日を意味する。)。[乙6、11、証人乙、証人L、弁論の全趣旨]

ア(ア) 本件担当職員らは、午前8時、乙宅を訪問し、呼鈴を鳴らすなどしたが、応答がなかったため、乙宅の前で待機していた。K主査は、その後、乙宅の前にいた男性を呼び止め、乙との関係を確認したところ、同人が乙の二男であったことから、同人を通じて乙の携帯電話に連絡を取り、乙宅に来るように依頼した。

(イ) 乙は、午前10時過ぎ頃に乙宅に到着し、本件担当職員らは、乙に対し、身分証明書及び収税官吏章を提示して氏名を名乗った上で、乙宅の玄関前において、本件法人の法人

税法違反嫌疑事件に関する証拠収集のために臨場した旨を説明し、乙宅の臨検・捜索・差押許可状（以下「本件許可状」という。）を提示して、本件強制調査への協力を依頼した。

(ウ) 本件担当職員らは、乙が本件強制調査への協力を了承したことから、乙宅に入り、リビングにおいて本件許可状を乙に再度提示して、本件強制調査の趣旨を説明した上、午前10時25分、本件強制調査に着手した。

[上記アにつき、証人L〔2ないし4頁〕、証人乙〔10、31頁〕]

イ(ア) 本件担当職員らは、午前10時25分から午後8時25分までの間、乙の立会いの下、乙宅に所在した現金等の確認を行い、所在した印章の印影及び乙宅の見取図を作成するほか、必要と認めた証拠物の差押えの手続を行った。なお、本件担当職員らは、午前11時30分から午前11時35分までの間、次のaの強制調査を行い、また、午後2時30分から午後4時25分までの間においては、次のb及びcの強制調査を実施したため、その間、乙宅における強制調査を中断した。

a 本件担当職員らは、午前11時30分から午前11時35分までの間、乙の着衣及び所持品について捜索を行った。乙は、上記捜索に係る捜索てん末書に立会人として署名捺印した。

b 本件担当職員らは、午後2時30分から40分までの間、乙宅の敷地内に駐車中の普通乗用自動車について捜索を行った。乙は、上記捜索に係る捜索てん末書に立会人として署名捺印した。

c 本件担当職員らは、本件強制調査において、乙が貸金庫を有していることを把握したことから、乙の運転する普通乗用自動車に同乗して、株式会社O銀行大岡山支店に移動し、午後3時15分から午後4時10分までの間、同支店内の乙名義の貸金庫に所在した普通預金通帳等を確認するとともに、同金庫に所在した印章の印影を作成し、必要と認めた証拠物の差押えの手続を行った。乙は、上記手続に係る臨検てん末書及び捜索差押てん末書に立会人として署名捺印し、差押目録の謄本をK主査から受領した。また、乙は、普通乗用自動車に本件担当職員らを同乗させて乙宅に戻る途中、パン屋に立ち寄ってサンドイッチを購入した。[証人L〔6、7頁〕、証人乙〔34頁〕]

(イ) 本件担当職員らは、本件強制調査の際、本件日記（上記(2)ウ)のほか、乙作成に係る日程表（乙が電子手帳に日程を記録したものを印字して書込みをしたもの。以下「本件日程表」という。）を発見し、これらを差し押さえた。本件日程表には、乙が平成19年6月から同年10月までの間において原告に支払った気功療法の施術料金が書き込まれているところ、その合計金額は268万5000円であった。また、本件日程表の同月1日の欄には、「(父代金315)R」との書込み（以下「本件書込」という。）がされていた。[乙6〔7ないし10、16ないし20枚目〕、証人L〔10、11頁〕、証人乙〔22、23頁〕]

(ウ) 乙は、本件強制調査の間、その移動を制限されることはなかった。また、乙は、本件強制調査の開始後、購入したサンドイッチ（前記イ(ア)c)を午後4時半頃に食べるまでの間、食事を取っていなかったものの、本件担当職員らが、本件強制調査の際、乙に対し、その飲食や用便を制限するという事はなかった。[証人L〔6、7、24頁〕、証人乙〔33ないし35頁〕]

ウ(ア) L査察官は、午後4時半頃から、乙宅のリビングにおいて、乙に対する質問調査を行

い、午後8時頃までに、本件質問てん末書を作成した。

(イ) 本件質問てん末書は、合計25問の質問と回答を記載した問答形式で作成された書面(合計14頁)であるところ、乙は、本件質問調査において、当初、気功療法の施術料金以外には、原告に支払った金員はない旨供述していたが、L査察官が本件書込や乙が用意した預金小切手が本件入金口座に入金されている事実(別途、原告に対する強制調査によって判明した事実)について質問を重ねた結果、原告に対して奉納金を納めていた旨を供述するに至った。さらに、乙は、L査察官に対し、奉納金の趣旨について、「私がこれまで大変お世話になりました甲先生が主催するA研究所に対し、お礼の意味を込めて、何かのお役に立てていただきたいという思いから寄附したもの」であると具体的に供述していた。

(ウ) L査察官は、乙に対し、本件質問てん末書の副本を渡した上で読み聞かせたところ、乙は、その内容に誤りがないことを確認した上で、本件質問てん末書に署名捺印をした。[上記ウにつき、証人L〔8ないし14、22ないし25頁〕、証人乙〔15ないし17、29頁〕]

エ 乙は、乙宅における本件強制調査の終了後、同調査に係る臨検てん末書及び搜索差押てん末書に立会人として署名捺印し、差押目録の謄本をK主査から受領した。なお、上記各書面のほか、乙が本件強制調査において署名捺印した各書面(前記イ(ア)aないしc、ウ(ウ))には、いずれも犯則嫌疑者が本件法人である旨が明記されていた。[乙11〔別添1ないし8〕]

オ 本件担当職員らは、本件強制調査の際、乙が東京都●にある丁の実家に普通預金通帳等を所持していることを把握したことから、本件強制調査の終了後、同実家において、普通預金通帳等の保管場所等の確認を行うことを求め、乙の運転する普通乗用自動車に同乗して、上記場所へ移動した。しかしながら、乙は、病気を患っている乙の義母が在宅しているため家に立ち入っての調査は遠慮してもらいたい旨を申し出たことから、午後9時10分から午後10時までの間、任意調査として、上記自動車内において、乙が同実家から持参した普通預金通帳等の確認を行い、付近のコンビニエンスストアにおいて、同通帳等の写しを作成した。なお、乙は、上記任意調査の終了後、検査てん末書に立会人として署名捺印している。[証人L〔7頁〕、証人乙〔16、17頁〕]

2 前記認定事実を踏まえて、本件争点について検討するに、乙は、別紙3記載のとおり、本件各小切手の振出日ないし振出日に近接した日において、本件各小切手に関して、「Aにおまかせした」、「父の供養の奉納金を納めさせて頂き」、「供養の小切手を整えた」などと、本件日記に記載しており(認定事実(2)ウ)、さらに、乙は、本件質問調査において、奉納金の趣旨について、「私がこれまで大変お世話になりました甲先生が主催するA研究所に対し、お礼の意味を込めて、何かのお役に立てていただきたいという思いから寄附したもの」であるなどと具体的に供述したのであって(認定事実(4)ウ(イ))、本件各小切手(本件金員)は、乙が原告に対し、感謝の意味を込めて奉納金として交付したものであると優に認定することができる(認定事実(2)ア)。

3 (1) この点、原告は、本件日記について、必ずしも客観的な事実を反映したものではなく、「奉納」という表現は、本件金員を慈善事業のために使うことを表現しているにすぎないとして、本件日記に依拠して原告に対する寄附行為を認定することはできないなどと主張する。

しかしながら、本件日記は、第三者に見せることを予定していない個人的な日記であり、原

告があえて虚偽の事実を記載しているとは考え難く、そのように解すべき事情もうかがわれな  
い。また、乙が、両親を供養する意思から慈善事業（本件団体の設立・運営等）に取り組んで  
いたとしても、株式投資に運用するために本件金員を原告に預けたことをもって、「奉納金を  
納める」などと表現していたとは、本件日記の前後の文脈（別紙3参照）に照らしても到底解  
し難い。原告は、本件日記の記載が客観的事実と異なる根拠として、乙の母親が亡くなってい  
るにもかかわらず、乙が平成19年10月1日の欄に「母の希望で又母がVにもどってきてく  
れた」と記載していることを指摘する。しかしながら、本件日程表の同日欄には「母水晶受取  
」と記載されており、本件日記の他の記載部分（特に同年9月24日の欄〔別紙3記載5〕）に  
照らせば、原告の指摘する上記記載は、原告の下（W）に一旦移していた「母の水晶」が乙宅  
に戻ってきたことに関連して記載されたものであると推認されるのであって、本件日記の信用  
性を減殺するものではない。なお、本件日記（甲27）において、乙が原告に対して株式投資  
を委託する趣旨で本件各小切手を交付したことをうかがわせる記載部分は見当たらない。

以上によれば、本件争点の判断に当たり、本件日記に依拠することができない旨の上記主張  
を採用することはできない。

(2)ア 原告は、本件質問てん末書について、L査察官が乙を恫喝するなどして作成したもので  
あり、任意性・信用性を欠くものであるなどと主張している。しかしながら、本件強制調査  
の状況は、前記認定のとおりであって（認定事実(4)アないしエ）、本件質問調査における乙  
の供述が任意性を欠くような状況でされたものであると認めるに足る事実ないし証拠は  
ない。

イ(ア) 原告は、乙が本件強制調査の趣旨について説明を受けていないとしており、これに沿  
った証拠（甲23、証人乙）もある。しかしながら、乙は、前記認定のとおり、本件強制  
調査において、複数の書面に署名捺印しており、いずれの書面にも犯則嫌疑者が本件法人  
である旨が明記されていたにもかかわらず（認定事実(4)イ(ア)、ウ(ウ)、エ）、本件強制  
調査が本件法人に関連するものだとして理解したのは、本件強制調査が終わった後に原告と話  
した際であるなどと証言しており（証人乙〔10頁〕）、その証言内容は不自然かつ不合理  
である。さらに、乙が本件許可状を示されたような記憶はある旨証言していること（証人  
乙〔10頁〕）等に照らしても、前記認定（認定事実(4)ア）に反する前掲各証拠を採用す  
ることはできない。

(イ) 原告は、L査察官が、本件質問調査において、乙を恫喝したとしており、これに沿  
った証拠（甲23、25、証人乙）もある。しかしながら、乙は、L査察官による恫喝の具  
体的内容について、「途中で大声でどうかつされた」、「9000万もの金を渡しておいて  
記憶がないというのは何事だということ、正直に言えということ、強い口調でどうか  
つされました」、「どうかつというか、いろんな嫌味、要するに態度そのもの、例えば私の  
前で日記を1ページ1ページ読むこと自体が、ある意味、別な形の脅しであり、どうかつ  
でないと言えるでしょうか」などと証言しているものの（証人乙〔11、13頁〕）、それ  
以上に具体的な証言をしていない。また、乙は、本件質問調査において、本件各小切手  
について記憶が定かではないと説明した旨証言しているが（証人乙〔12、13頁〕）、合計  
1億円近い金額の本件各小切手について記憶していないとの説明は、それ自体不自然、不  
合理的なものであり、L査察官が、その旨を指摘して、本件各小切手の趣旨について繰り返  
して質問するのは至極当然である。以上の点に照らすと、仮に、乙が、L査察官による質

問調査に対して威圧感を抱くことがあったとしても、そのことによって、乙の供述に任意性がないということとはできない。

(ウ) 原告は、乙が、本件強制調査において、余りにも長時間拘束されたとする。しかしながら、前記認定のとおり、乙宅における本件強制調査は、午前10時頃から午後8時25分頃までの長時間にわたっているものの、乙が移動を制限されたことはなく(認定事実(4)イ(ウ))、本件強制調査が、乙宅のみならず、乙の普通乗用自動車内や乙名義の貸金庫についても実施され、差押えの対象物件も複数に及んでいたこと(認定事実(4)イ(ア))に鑑みれば、乙宅における本件強制調査に長時間を要したからといって、そのことが本件質問調査書の任意性を疑わせる事情であるということとはできない。

ウ 次に、本件質問てん末書の信用性について検討するに、乙は、前記認定のとおり、本件質問てん末書の読み聞かせを受けた上で、その内容に誤りはないとして本件質問てん末書に署名捺印している(認定事実(4)ウ(ウ))。さらに、本件質問てん末書には、後に検討するとおり、当事者である乙でなければ、知り得ない事柄が記載されており、「奉納金」や「不浄の金」といった、特徴的な表現が用いられていることに鑑みても、乙の説明していない内容が本件質問てん末書に記載されているとは到底解し難い。

以上によれば、本件質問てん末書は十分に信用できるというべきであり、その他本件質問てん末書の信用性を疑うべき事情は認められない。

エ(ア) この点、原告は、本件質問てん末書について、その内容が変遷しており、乙から十分な事情聴取ができていなかったことが裏付けられるなどとする。しかしながら、証拠(乙6)によれば、本件質問てん末書には、乙が、原告に対する金銭の支払に関し、①当初、気功療法の施術料金以外に金銭は支払っていない旨を回答したが(問13)、②その後、本件日程表の本件書込について質問されて、315万円を「奉納金」として原告に寄附した旨を述べて、上記①の回答を訂正し(問17)、③「奉納金」の趣旨に関する質問に対し、父親から相続した財産に基づき入手したお金は、「汗をかいて稼いだものではなく」、「不浄の金」であり、これを処分したいと考えて、大変お世話になった原告(本件研究所)に対して寄附した旨を回答し(問18及び19)、④原告に支払った奉納金の総額に関する質問に対し、「5000万から6000万円くらい」である旨を回答したが(問22)、⑤さらに、原告に対して4100万円の小切手を振り出していないかとの質問を受けて、これまで忘れていたが、父親から相続した不動産を処分し、不動産管理会社(有限会社T)を整理して得た金員を元にして、「不浄の金という思いから、奉納金を支払った」旨を回答したこと(問23)などが記載されていることが認められる。上記①ないし⑤によれば、乙は、前記認定のとおり、L査察官から、客観的な事実を交えた質問を重ねて受ける中で、次第に、原告に支払った奉納金(本件金員)について、より具体的な説明をするに至ったものと認められるのであって(認定事実(4)ウ(イ))、乙の供述内容が不合理に変遷しているということとはできない。

(イ) 原告は、乙が本件質問てん末書の内容を短時間で確認することはできないなどとするが、本件質問てん末書は問答形式でまとめられており(認定事実(4)ウ(イ))、その分量(14頁)に照らしても、原告の指摘する20分が、読み聞かせの時間として、不相当に短いということとはできず、本件質問てん末書の信用性を疑わせる事情には当たらない。

(ウ) 原告は、L査察官の陳述書(乙11)及び証言(証人L)に関し、L査察官は、乙を

恫喝した事実について責任を問われる立場にあるから虚偽の説明をする動機があるなどとするが、前掲各証拠については、特段不自然、不合理な点は見当たらず、十分信用することができるというべきである。

オ 以上によれば、本件質問てん末書が任意性・信用性を欠くものである旨の原告の前記主張を採用することはできない。

4 (1) ア 前記検討のとおり、本件金員は、原告に対する奉納金であると認められるところ、原告は、乙が、本件団体の設立・運営等を目的として、本件約束に基づき、本件金員の運用（株式投資）を原告に委託した旨主張していることから、同主張についても念のため検討する。

イ(ア) 本件約束について契約書などの書面は存在しないところ、本件日記（甲27）においても、本件約束ないし株式投資をうかがわせる記載部分は見当たらない。

(イ) 原告が、真実、株式投資の委託を受けたならば、委託に係る本件金員を自己資金と区別して管理運用するのが当然であるにもかかわらず、本件金員は、本件入金口座に入金された後、その大半が本件各証券口座に送金され、原告の自己資金と一体となって、原告名義の株式投資の資金に充てられている（前提事実(2)イ及びウ）。そして、本件各証券口座に入金された金員は、原告の信用取引の委託保証金の引当てとなる関係にあるところ、原告が平成18年から多額の譲渡損失を計上しており、少なくとも平成20年3月時点においては、本件各証券口座から出金できない状況にあったこと（認定事実(3)アないしウ）を併せ考えれば、原告が本件金員を区別して管理運用していたものとは認められない。

この点、原告は、P株（現物株）9万株を自己の資産と区別していた旨主張しているが、原告は、上記株式の購入時期等を具体的に明らかにしておらず、原告が乙のためにP株（現物株）を購入したことを認めるに足りる事実ないし証拠もない。また、原告は、P株の配当金約270万円が出たことを乙に報告したが、株式取引による損失が出ていたため、同配当金は渡さなかった旨供述しているのに対し（原告本人〔22頁〕）、乙はP株の配当金について説明を受けたことはない旨証言しており（証人乙〔38頁〕）、P株の管理運用に関する重要な事実について、両者の説明内容は齟齬している。

(ウ) さらに、原告によれば、乙は、本件団体の設立・運営等を目的として、本件金員を原告に委託したというのであるから、その前提として、本件団体の設立・運営等にどの程度の費用を要するのかなどについて検討しているのが自然であるにもかかわらず、そのような検討がされたことをうかがわせる事実ないし証拠はない。かえって、乙が、本件団体の運営費用について具体的な計画はしておらず、現在の運営費は数万円も掛からない程度である旨供述していること（証人乙〔36、37頁〕）に鑑みれば、本件団体の設立・運営等を行うために、1億円近い本件金員を全て株式投資に充てる必要があったのかどうか極めて疑わしい。

また、原告は、本件金員の運用については、全て乙と協議して決定していた旨を主張しているところ、前記認定のとおり、乙は、原告の助言に基づき、P株を数万株購入していること（認定事実(3)エ）に照らせば、乙自身が原告の助言を受けながら自己名義で株式取引をすれば足り、あえて原告名義で株式投資を行う必要性ないし合理性を認めることもできない。なお、乙が、真実、資金運用のために本件金員を原告に委託したならば、本件質問調査においてその旨を説明するのが自然であるが、乙は、本件金員を資金運用のために原告に預けたとの説明はしなかった旨証言しており（証人乙〔28、30頁〕）、不自然

である。

ウ 以上の検討によれば、乙が、原告に対し、本件約束に基づき、本件金員の運用を委託したものと認めることはできず、その他、これを認めるに足りる事実ないし証拠はない。

(2)ア 原告は、本件各送金及び本件各現金交付により、本件金員の大半を返還しており、奉納金を返還するなどということは、経験則上、考え難いとも主張している。

イ しかしながら、本件各送金は、本件強制調査後である平成21年4月に開始し、そのほとんど(別表3の番号2ないし8)が、平成22年10月29日付けの本件各更正処分の翌月に集中しているところ、このような本件各送金の時期及び頻度は不自然である。すなわち、原告は、本件約束について、10年単位の長期運用を予定していたと主張しているところ、原告が短期間に集中して本件各送金ないし本件各現金交付をすることは、原告の主張する本件約束の内容と矛盾するといわざるを得ない。

この点、原告は、乙の納税資金約730万円が不足したため、乙が原告に対して本件金員の返還を求め、その後、原告において本件金員を全額返還することとした旨主張し、これに沿った証拠(証人乙〔43頁〕、原告本人〔24頁〕)もある。しかしながら、原告の主張によれば、本件約束は10年単位の長期運用を予定していた上、本件金員を用いてP株を現物株として取得したというのであるから、株価の回復を待つのが自然であるとも思われるし、少なくとも、原告が本件金員を全て乙に返還して、その時点の評価損を現実に負担する必要のないし合理性があったとは到底解し難い。なお、原告は、原告を信じてくれた乙に対し、自らの資産運用から生じた損失を負わせることなど予定していなかったなどと主張するが、およそ信用することはできない(そもそも、P株を売却しなければ、その配当金が得られないとしても、株式の評価損が乙との関係で顕在化することもないはずである)。

さらに、証拠(甲5)によれば、本件返済説明書には、原告が乙に1000万円を返還したことの確認と併せて、原告が乙に対して年間500万円ずつ返却する旨が記載されていることが認められるところ、原告が短期間に集中して本件金員を返還することは、本件返済説明書の上記記載内容と矛盾しており、原告は、この点について合理的な説明をすることができていない(原告本人〔31頁〕)。

ウ 原告は、本件各送金及び本件各現金交付によって、本件金員の大半が返還されたことを裏付ける書証として、本件返済説明書(甲5)のほか、受領書(甲6ないし14)を提出しているが、前記検討のとおり、本件約束の存在自体が認められないこと、本件金員は原告に対する奉納金であると認められることに照らせば、これらの書証を信用することはできない。

エ 以上の検討によれば、本件各送金の事実は、本件金員が奉納金であるとの認定を覆すものではない。

(3) 以上のとおり、乙が、本件約束に基づき、本件金員を原告に預けたという事実を認めることはできず、本件金員が原告に対する奉納金であるとの前記認定を覆すに足りる事実ないし証拠はない。

5(1) 以上のとおり、本件金員は、原告が乙から奉納金として受領したものであると認められる。また、本件金員が、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得のいずれにも該当しない所得であることは明らかであるところ、前記認定事実及び前記検討によれば、本件金員は、原告が乙に対して行った様々な支援等の行為に対する対価としての性質を有するものと解されるから、一時所得には当たらず、雑所得に該当するもの

と認められる（所得税法35条1項）。そして、本件各年分における総所得金額及び納付すべき税額は、別紙2記載1(1)及び(2)の各ア及びカにおける被告主張額のとおりであると認められ、本件各更正処分における総所得金額及び納付すべき税額と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(2) 本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあると認めるに足りる証拠はないから、原告が本件各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額全部を基礎として過少申告加算税の額を計算すると、その税額は、別紙2記載2(1)ア及びイにおける被告主張額のとおりであると認められる。したがって、これと同額の税額を課した本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

## 第5 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 村田 一広

裁判官 不破 大輔

(別紙1)

代理人目録

1 原告訴訟代理人

富永 忠祐      山本 さやか

2 被告指定代理人

高橋 直樹      赤坂 尚哉      股村 裕文

福川 真      岩崎 友紀

以上

(別紙2)

本件各更正処分等の根拠及び適法性 (被告の主張)

1 本件各更正処分が適法であること

(1) 本件19年分更正処分の根拠

ア 総所得金額 (別表4順号①) 6193万4161円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 (別表4順号②) 9万4485円

上記金額は、原告が平成20年3月4日に武蔵野税務署長に対し提出した平成19年分の所得税の確定申告書 (以下「平成19年分申告書」という。)に記載された不動産所得の金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 (別表4順号③) 591万3216円

上記金額は、原告が、平成19年分申告書に本件法人からの給与 (役員報酬) の額として記載した金額770万円に、本件法人からの借入金1357万1950円に対する利息の支払を免除されたことによる経済的利益 (平成19年分の利息相当額) 20万3574円を、本件法人からの給与 (役員報酬) と認定して加算した給与等の収入金額790万円3574円から、所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 (別表4順号④) 5592万6460円

上記金額は、本件金員のうち、原告が平成19年中に乙から受領した金額の合計額である。

イ 株式等の譲渡所得の金額 (別表4順号⑤) 0円

上記金額は、平成19年分申告書に記載された株式等の譲渡所得の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 (別表4順号⑥) 278万2054円

上記金額は、平成19年分申告書に記載された所得から控除される金額の合計額と同額である。

エ 課税総所得金額 (別表4順号⑦) 5915万2000円

上記金額は、前記アの総所得金額6193万4161円から上記ウの所得控除の額の合計額278万2054円を控除した後の金額 (ただし、国税通則法〔平成21年法律第13号による改正前のもの。以下「通則法」という。〕118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。)である。

オ 株式等の課税譲渡所得の金額 (別表4順号⑧) 0円

上記金額は、前記イと同額である。

カ 納付すべき税額 (別表4順号⑨) 2064万9200円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計金額から(ウ)の金額を控除した後の金額 (ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下同じ。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 (別表4順号⑩) 2086万4800円

上記金額は、上記エの課税総所得金額5915万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等の課税譲渡所得の金額に対する税額 (別表4順号⑪) 0円

上記金額は、前記オの株式等の課税譲渡所得の金額0円に、租税特別措置法 (平成20年法律第23号による改正前のもの。以下同じ。) 37条の11第1項の税率を乗じて算出した金

額である。

(ウ) 源泉徴収税額 (別表4順号⑫) 21万5600円

上記金額は、前記ア(イ)に記載した本件法人からの給与所得に対する源泉徴収税額である。

キ 翌年に繰り越される株式等の譲渡損失の金額 (別表4順号⑬) 5億4013万6222円

上記金額は、平成19年分申告書に記載された翌年以後に繰り越される株式等の譲渡損失の金額と同額である。

(2) 本件20年分更正処分の根拠

ア 総所得金額 (別表5順号①) 4959万6258円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 (別表5順号②) 69万6896円

上記金額は、原告が平成21年2月24日に武蔵野税務署長に対し提出した平成20年分の所得税の確定申告書(以下「平成20年分申告書」という。)に記載された不動産所得の金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 (別表5順号③) 789万8404円

上記金額は、原告が、平成20年分申告書に記載している本件法人からの給与(役員報酬)の額として記載した金額990万円に、本件法人からの借入金1357万1950円に対する利息の支払を免除されたことによる経済的利益(平成20年分の利息相当額)20万3584円を、本件法人からの給与(役員報酬)と認定して加算した給与等の収入金額1010万3584円から、所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ウ) 雑所得の金額 (別表5順号④) 4100万0958円

上記金額は、本件金員のうち、原告が平成20年中に乙から受領した金額の合計額である。

イ 株式等の譲渡所得の金額 (別表5順号⑤) 0円

上記金額は、平成20年分申告書に記載された株式等の譲渡所得の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 (別表5順号⑥) 323万6454円

上記金額は、平成20年分申告書に記載された所得控除される金額の合計額と同額である。

エ 課税総所得金額 (別表5順号⑦) 4635万9000円

上記金額は、前記アの総所得金額4959万6258円から、上記ウの所得控除の額の合計額323万6454円を控除した後の金額である。

オ 株式等の課税譲渡所得の金額 (別表5順号⑧) 0円

上記金額は、前記イと同額である。

カ 納付すべき税額 (別表5順号⑨) 1520万2900円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計金額から(ウ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 (別表5順号⑩) 1574万7600円

上記金額は、前記エの課税総所得金額4635万9000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 株式等の課税譲渡所得の金額に対する税額 (別表5順号⑪) 0円

上記金額は、上記オの株式等の課税譲渡所得の金額0円に、租税特別措置法37条の11第1項の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 (別表5順号⑫) 54万4700円

上記金額は、前記ア(イ)に記載した本件法人からの給与所得に対する源泉徴収税額である。  
キ 翌年に繰り越される株式等の譲渡損失の金額(別表5順号⑬) 6億8502万5985円  
上記金額は、平成20年分申告書に記載された翌年以後に繰り越される株式等の譲渡損失の金額と同額である。

(3) 本件各更正処分が適法であること

上記(1)及び(2)のとおり、原告の納付すべき所得税額は、平成19年分が2064万9200円、同20年分が1520万2900円である。

これらの金額は、本件各更正処分における納付すべき税額といずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分が適法であること

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

上記1のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、同処分により原告が新たに納付すべき所得税額の計算の基礎となった事実のうちに、更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件においては、原告に対し、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として計算される過少申告加算税が課されるべきところ、本件各年分の過少申告加算税の額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成19年分 306万9500円

上記金額は、①通則法65条1項の規定に基づき、本件19年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2063万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。)に100分の10の割合を乗じて算出した金額206万3000円に、②通則法65条2項の規定に基づき、本件19年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2063万9700円のうち、期限内申告税額(同条3項2号)に相当する金額20万6700円と50万円とのいずれか多い金額を超える部分に相当する税額2013万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下同じ。)に100分の5の割合を乗じて算出した金額100万6500円を加算した金額である。

イ 平成20年分 223万8500円

上記金額は、①通則法65条1項の規定に基づき、本件20年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1513万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額151万3000円に、②同条2項の規定に基づき、本件20年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1513万2000円のうち、期限内申告税額(同条3項2号)に相当する金額61万5600円と50万円とのいずれか多い金額を超える部分に相当する税額1451万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額72万5500円を加算した金額である。

(2) 本件各賦課決定処分が適法であること

本件各更正処分に係る過少申告加算税の額は、上記(1)ア及びイのとおりであるところ、これらの金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(別表4・項目「更正処分等」順号⑭及び別表5・項目「異議決定」順号⑭)と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別紙3及び別表1から別表3まで 省略

## 本件各更正処分等の経緯（平成19年分）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成20年3月4日	平成22年10月29日	平成22年11月29日	平成23年3月1日	平成23年3月31日	平成24年3月23日
総	所得金額	① 5,824,485	61,934,161	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
内 訳	不動産所得の金額	② 94,485	94,485				
	給与所得の金額	③ 5,730,000	5,913,216				
	雑所得の金額	④ -	55,926,460				
	株式等の譲渡所得の金額	⑤ 0 (△125,570,909)	0 (△125,570,909)				
所得控除の額の合計額		⑥ 2,782,054	2,782,054				
課税総所得金額		⑦ 3,042,000	59,152,000				
株式等の課税譲渡所得の金額		⑧ 0	0				
納付すべき税額		⑨ 9,500	20,649,200				
内 訳	課税総所得金額 に対する税額	⑩ 206,700	20,864,800				
	株式等の課税譲渡所得 の金額に対する税額	⑪ 0	0				
	源泉徴収税額	⑫ 197,200	215,600				
翌年に繰り越される株式等 の譲渡損失の金額		⑬ 540,136,222	540,136,222				
過少申告加算税		⑭ -	3,069,500				

(注)「株式等の譲渡所得の金額」欄の下段の金額は、平成19年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額である。

## 本件各更正処分等の経緯（平成20年分）

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成21年2月24日	平成22年10月29日	平成22年11月29日	平成23年3月1日	平成23年3月31日	平成24年3月23日
総	所得金額	① 8,406,896	49,596,258	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
内 訳	不動産所得の金額	② 696,896	696,896				
	給与所得の金額	③ 7,710,000	7,898,404				
	雑所得の金額	④ -	41,000,958				
	株式等の譲渡所得の金額	⑤ 0 (△144,889,763)	0 (△144,889,763)				
所得控除の額の合計額		⑥ 3,236,454	3,236,454				
課税総所得金額		⑦ 5,170,000	46,359,000				
株式等の課税譲渡所得の金額		⑧ 0	0				
納付すべき税額		⑨ 70,900	15,202,900				
内 訳	課税総所得金額 に対する税額	⑩ 606,500	15,747,600				
	株式等の課税譲渡所得 の金額に対する税額	⑪ 0	0				
	源泉徴収税額	⑫ 535,580	544,700				
翌年に繰り越される株式等 の譲渡損失の金額		⑬ 685,025,985	685,025,985				
過少申告加算税		⑭ -	2,239,000		2,238,500		

(注)「株式等の譲渡所得の金額」欄の下段の金額は、平成20年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額である。